

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号により随意 契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
特定の者でなければ供 給することができない ものを調達するとき	1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性 本事業は、岐阜大学が県内企業と実施する連携事業に対し覚書をもとに県が負担金を拠出するもの。 県が負担する拠出金で実施する授業は、同大学生を対象に授業の一環として、企業実習や視察を通じて県内企業と接点を増やし就職に繋げるものである。 2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明 本事業は、岐阜大学が同大学生等を対象に実施する授業なので、同大学しか実施できない。

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。